

奈良市図書館システム構築事業業務委託に係るプロポーザル実施要項

1.事業の目的

奈良市図書館システムの構築事業を行うことで、電算化された図書館の蔵書管理を行う。また、文部科学省の指導による貸出から課題解決型図書館への移行に伴い、電子書籍といったメディアの管理機能を強化し、ホームページ等の情報発信機能、学校や近隣市町村等との広域利用機能に対応させる。

2.事業の名称、内容等、履行期間及び予算の概要

(1) 事業名称 奈良市図書館システム構築事業業務委託

(2) 事業内容等

- ・ 作業計画、要件定義、システム設計、開発・構築、試験、データ移行
- ・ 必要なハードウェア、ソフトウェアおよびミドルウェアの提供とこれに付帯する作業
- ・ 利用する特殊機器、周辺機器の提供とこれに付帯する作業
- ・ サーバ設定クライアント機器設定
- ・ ハードウェア・ソフトウェア保守、運用サポート

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月31日まで

(システムの稼働は令和2年1月4日から令和6年12月31日までの間)

(4) 予算計上額

平成31年度 6,520千円(3ヵ月分)

3.プロポーザル方式を採用する具体的な理由

図書館システムは昭和63年の導入から蔵書管理を中心としたシステムの更新が行われてきたが、図書館の役割が変化してきたことにより、蔵書管理を中心とした受け身的なシステムの構築からホームページや検索システムの高度化といった情報の発信機能、学校や近隣自治体との連携機能の付加といった対応が必要であり、これらに対応することが可能な図書館システムの構築が課題である。

そのため、事業者には開発能力に加えてセキュリティーも含めた高度な情報システムに対応するための組織力や導入後のサポート体制が求められるとともに、現代に求められる市民ニーズを盛り込んだシステムの構築が必要である。上記の理由によりシステムの構築には、性質及び目的が価格のみによる競争入札に適さないため、企画内容及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式を採用する。

4.業務のスケジュール及び受託候補者選定までの事務手順の概要

別紙に記載するスケジュールのとおり

5.受託候補者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

6.その他必要な事項

上記1から5に定めるもののほか、必要な事項については奈良市プロポーザル方式の実施に関する

基準を適用する。